第千四百十号

平成十五年

曜

日

八月二十五日 月

平成十五年八月二十五日

委員長 吉 旲

信

山梨県公安委員会

別表第一中

八四 母線との交差点) (市道春日飯田線と市道百石国 甲府市丸の内三丁目五番一号先 食糧事務所 第告一六号 平一・三・二五

を

. 五三九

八四

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....

家畜伝染病の発生.....

告

示

目

次

公安委員会

母線との十字路交差点) (市道飯田春日線と市道百石国 甲府市丸の内三丁目五番一号先 所前 山梨農政事務 告示第五八号平成一五年八月二 五日

ĺĆ

五五〇 〇六二号線との丁字路交差点)の一先 (国道一四〇号と村道二東八代郡豊富村高部六一四番地 入口シルクライン 平成一五年五月一 告示第三二号 日

ヮを

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十五年八月二十五日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員

北

崎

秀

病の 種類 類

種家 類畜 の

患畜の区分

頭数

発

生 場 所

発

生 年

月

H

ヨーネ病

4

患畜

清里

北巨摩郡高根町 | 平成十五年八月十三日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

山梨県告示第四百二十七号

告

示

	,
五	三五〇
路交差点)線と町道赤坂台公園線との丁字九二番地一先(町道新町本通り中巨摩郡竜王町竜王新町二、二中巨摩郡竜王町竜王新町二、二	〇六二号線との丁字路交差点)の一先 (国道一四〇号と村道二東八代郡豊富村高部六一四番地
園東 赤坂台総合公	入口シルクライン
告示第五八号平成一五年八月二五日	入口 告示第三二号 おんり

٦ IÇ

五〇

新町二号線との丁字路交差点)先(町道北新町一号線と町道北南巨摩郡鰍沢町三四〇番地の一

鰍沢病院前

告示第四一号平成一四年八月

日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十八号

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 委員会規則第七号) 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委 第四条の規定により告示する。

Щ

梨 県

公

報

第千四百十号

平成十五年八月二十五日

を

五三九

「を

ビ

っに

ヮを

				ıć							っを				
山梨県	六〇四		7	5		六〇〇		五 九 九		五九八				六〇〇	
公報	春市 日 本道		田春市線日飯道	方 道		り日市 線本道 通春		削除		削除				通春市 り日 線本道	
第千四百十号 平	三番五号先(カシマ甲府市中央一丁目一	市中央一丁目一二番 一号先(あいはらカ メラ店)まで(二〇 〇メートル)	前交差点)から甲府〇番七号先(裁判所	月 5 7 7 7 7	ートル) 一トル) 中央一丁目一二番一中央一丁目一二番一	ビル前)から甲府市番一二号先(白十字甲府市中央一丁目二						J)	まで(一四三メート号先(カシマヤ前)	中央 - 丁目 - 三番丘ビル前)から甲府市番一二号先(白十字番)中央 - 丁目二	メートル)
-成十五年	動大車型、自		大動力 型車型 特、自			大動大 型車型 特、自								株大動大 自型車型 動特、自	
平成十五年八月二十五日	終日		# E			終日								ま ら 十 時 か	
五日	甲 府		耳 府	∄		甲 府		甲 府		甲 府				甲 府	
	告六		第一〇号・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三・三	=		告五平示日成	告示第	五日 工年八日	告示	平成一五年八月二				第告六 四示一 号 一	
	· 七 九		号 三	=		告示第五八号 五日 平成一五年八月二	<u>紫</u>	五年	<u> </u>	五 年				· 号 _ _	
	九		Ξ	=		号八月	号 	一五年八月	号	八月				<u>:</u>	
					,						_	•			
			っを				ľĆ		<u>.</u>				っを		
		六六八				六六八			六〇四			六〇三			
		明士市 見見道 線町富				富市士			削除			線田市春道日飯			通り線
) まで(五八〇メー (富士見第二交差点	から富士吉田市下吉 コート カ四○番地先(下 九四○番地先(下 五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		で (五八〇メートルで (五八〇メートル	、六二○番地先(富 富士吉田市下吉田五 富士吉田東小東交差点)	、九四〇番地先 (下富士吉田市下吉田三				() メートル)	市中央一丁目一二番	前交差点)から甲府〇番七号先(裁判所甲府市中央一丁目一		号先 (二〇〇メート まで (二〇〇メート	夬一丁目一二番一丘 ヤ前)から甲府市中
		殊大動大 自型車型 動特、自			車 殊 大 自型 動特	動大車型						大動大型車型 特、自			株 大 自型 動特
		終日				終日						終日			
		吉富田士				吉富田士			甲 府			甲 府			
五					告示	二平八成		告王 示E							第二七号
五四一		告示第五八号平成一五年八			第 五 四	日 二 年		告示第五八号	五年			告示第五八号 五日 平成一五年八			号
		告示第五八号 五日 平成一五年八月二			· 号	三 平成一二年二二月		号	平成一五年八月二			告示第五八号 五日 不成一五年八月二			
			ı [, ,	_		_				_		

Щ 梨 県 公 報 第千四百十号 平成十五年八月二十五日

を っに に改める。 別表第四中 六七九 六七八 六七八 九 通春市線日本道 春 日 狼 錦 市道 市 道) から甲府市中央一丁甲府市中央一丁目一三 学園前)から甲府市番八号先(日本華道 東詰)まで(四〇〇 田宥行方北側) から一三番一〇号先(戸 村家具店)まで(二〇 先 (第一丸忠ビル前 中央一丁目六番六号 甲府市中央一丁目七 甲府市善光寺二丁目 甲府市善光寺二丁目 メー 東詰)まで(四〇〇七番一号先(宮前橋 甲府市善光寺二丁目 田宥行方北側) から一三番一〇号先(戸 甲府市善光寺二丁目 トル) 〇メートル) 目一二番一五号先(今 メートル) まで (一〇二メー ・トル) 殊 大 動 自 型 車 動 特 殊 大 動 自 型 車 動 特 車 殊 大 自 型 動 特 動大車型 大型自 大型自 車 車 両・(車を軽原除車付両 5 終日 終日 終日 終 へ 北 か ら 南 行 甲府 甲府 甲 府 甲 五日 平成一五年八月 告示第五七号 平成一四年一〇月 平成一四年一〇月 告示第五八号 告示第五七号 府 〇日 〇 日 一告 九示 号 三・七・ を を ビ ľ \equiv \equiv 九 九 九 日常市線盤 春道 春 日 線 錦 線盤市 春道 日常 線錦市春日道 削除 一丁目六番一六号先(の玉)から甲府市中央三丁目九番甲府市中央一丁目九番 八号先 (日本華道学園甲府市中央一丁目七番 三号先(西村ビル前)甲府市中央一丁目九番 〇二メートル) まで(一丸忠ビル前)まで(一 丁目六番六号先 (第一前)から甲府市中央一 メートル) まで(一五〇 六番一六号先 (米倉ビから甲府市中央一丁目 甲府市中央一丁目七番 ブ「コバ」前) まで 丁目七番五号先 (クラ 前) から甲府市中央一 八号先 (日本華道学園 米倉旅館) まで (一五〇メートル) (五〇メートル) を軽原車 除車付両 く両・(を軽原車 除車付両 く両・(をの(車 も二 除の輪両 をの(車 も二 除の輪両 く。 く 本終日東 へ南車 終から進 北行 西から東東両進行 南から北 終へ 終へ 日 日 甲 甲 甲 甲 甲 府 府 府 府 府 告示第五八号 日二五日 告示第五八号 日二五日 告示第五八号 日二五日 平成一五年八 四号 二六〇一 平成一五年八 平成一五年八 兀 $\overline{\bigcirc}$ 六号 兄・

兀

山柔県ど朝 第千四百十号 平成十五年パ月二十五日

_[「を									
山梨県		Ξ		≡	「別表第五中に改める。	= =	= -			= =		=
公報	- - -	- 国 - 道 号四		号四国 一道	中	削除	り日市 線本道 通春		i	線錦市 春 日道	:	通春 i り日 線本道
第千四百十号 平1		番ー六号先(米倉ご)甲府市中央一丁目六		北側) 北側) 中帝市中央一丁目六			三四三メートル) 一二号先(白十字ビル 前)から甲府市中央一 前)から甲府市中央一 三四三メートル)		で(五二メートル) まので(五二メートル) まっぱい (五二メートル) まっぱい (五二メートル)		丁目一三番五号先(カシマヤ前)まで(一四	
成十五年:	・ (を 軽原車 車付に			く車(る西(二車進)除輪両す			。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			<u>· </u> 車 両		
平成十五年八月二十五日		終日 甲府		終 日 甲			へ 北車 終 ら 日 南 行		終日	へ 西車 か ら 連 東行	終日	へ北郎のおり
	——— 告 ⁻			府 第 告 平		甲府	甲府			甲 府		E A
	宗第五八号	平成一五年八月		第三五号・九・一二		告示第五八号	告示第五八号 明二五日 明五八号		第四二号	告二六 示〇一 · — —	第四二号	告二万 示〇 - -
			ات ا						っを			
	四	別表第六中	に改める。	一 九 三		一 九 二	一 九 一	- # C	_	- ;	- 1 0	
	市道	中		線 盤 市 春 道 日 常		線 田 市 春 道 日 飯	春 市 日 道 線 錦	么 道		Ź	立	
	甲府市中央一丁目七			東側) 東側) 田府市中央一丁目八		場南側) 場南側) 田府市中央一丁目五	ビル南側) 番六号先(第一丸忠 番六号先(第一丸忠	墓地北側) 墓地北側) 基地北側)		墓地北側) 墓地北側)	中三季邶召和丁五系	
	東進す			く両・(る北 を軽原有両す	く両・ 。 。 除車	(る東 原車進 付両す	く両・(る東 (を軽原車は (な事で)	る東車道両す		る原本が両ろ	_	く 同
	終日			終日		終日	終日	終 E	3	糸 E	冬 日	
	 甲 府			甲 府		甲府	甲 府	 南 甲 府	 5 1 1	P E	—— 有 月 守	
五四三	五			告示第五八号 二五日 五八号 月		告示第五八号 平成一五年八月	告示第五八号 二五日 平成一五年八月	告示第三二号		告一五		

五四四

					っ を		_ از			を		
	四 四 二		四四	四四〇		四四〇			İ	<u></u>		
!) 線:	日 市 本 道 通 春		日市 本道 通春	線 ル府 県 プ南 道 ス ア 甲		線 ル 府 県 プ 南 道 ス ア 甲			春日線			線 錦 春 日
西側)	番八号先(ツジヤビ)甲府市中央一丁目三	アッションビル西側	三番七号先(丸忠フ甲府市中央一丁目一	才立体北交差点) 六三四番地五先 (万 中巨摩郡竜王町万才		才立体北交差点) 中巨摩郡竜王町万才			ル南側) 番五号先 (サイキビ	甲府市中央一丁目七) 南側 (バーさわ
両・(を軽原 除車付	る南 車進 両す	く 両・ (を 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	る南車進	る 北 車 進 両 す		る北車進両す		く両・会を軽います。	(る 原車 i 付両	東 進 す	くの車) 除も	ー (二車 輪両
	終日		終日	終日		終日			i	終日		
	甲 府		甲府	南 甲 府		南甲府				甲 府		
告示第五八号	二五日 平成一五年八月	告示第五八号	平成一五年八月	告示第三八号 一二日 平成一五年六月		告示第三八号平成一五年六月			告示第五八号	平成一五年八月		五号
	<u>を</u>		- از		<u></u> を		اذ		「を		¬	
四		四	<u> </u>	四		四		景			「別表第-に改める。	
九八七		九 八 七		六四八		六四八				三八	別表第十中	
日道場四		線上日県 野市道 原場四		り町町 線本道 通新		線新町町本道		一 国 一 道 号 四		線四国〇道号一		
地先(小俣勝利方北側) 北都留郡上野原町鶴島八八〇番		地先 (小俣勝利方北側) 北都留郡上野原町鶴島八八〇番		差点)		点) (県営発電総合制御所北側交差番地の一先中巨摩郡竜王町竜王二、二九二中巨摩郡		号先 (岡島百貨店前交差点)甲府市丸の内一丁目二一番一五		号先(岡島百貨店前)交差点甲府市丸の内一丁目二一番一五		\(\sigma \)
		— —		三		二		四		四	-	
原上野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		原上野		府南甲	-	府南 甲		甲 府 生一亚		甲 府 — 四	-	
二四日平成一五年七月		告示第五一号平成一五年七月	L	告示第五八号平成一五年八月		第告三平		告示第五八号 平成一五年八月		一円九・四・一一		

Γ					- E						
山 梨		一一		一一	「別表第・に改める。	<u>p</u>	á	四	四	四	
県		_			別表第十四中	J J	ե ե	九 九 〇	九 八 九	九 八 八	
公	絲	王町 田道 中竜		中竜町 線王 田道	中中						
報			ンカエ		-	線手町小道林会	道	二国 号道 五	町道	リ日市 線本道 通春	線上 野原
第千	先(竜王南小南交差点) まで (電王町篠原工、番地先(上 工一、番地先(上 本) から中巨摩	; 原 中 一 巨 `	ま重六でる番	竜王町篠原二、二点)から中巨摩郡 (勇進堂前交差原一、六四八番地中巨摩郡竜王町篠					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		原
第千四百十号	差番番に出る	一都	方地	7 7 8 6 2 3 3 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7		第一页 一		地 足 先 摩	交番北三 差地 一	一府 丸市	
号) 先原中小まへ上屋	八王	交「差金	二巨前八王、摩交番野		(長均	部曽	(郡 長増) 先郡 (新高)	忠中 ビ央	
平	で上 学父		点 儿	_	-	の一先(長沢西交差点)	思 	番地先(長沢東交差点)南巨摩郡増穂町長沢二、	交差点) 番地一先 (新田大林公民館南側北巨摩郡高根町箕輪三、 一一三	第一丸忠ビル東側交差点)甲府市中央一丁目六番六号先(
成十				Ę		差相	· 末 三	差沢点二	林輪公三	交	
2年		三六〇				ر ک	1	_	民管	点六号:	
平成十五年八月二十五日		——— 車 両		車		<u>†</u>	世	六〇	南 — 側 三	先	
井				両	-		Ш	四	_	Ξ	
비		四〇		四〇			秋尺	鰍 沢	長 坂	甲 府	
		府南甲			-	告二五	平 龙	告二平示五成	告二平 示五成	告二平 示五成	告示第五一号
					_	告示第五八号 二五日 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_ <u>_</u> _	第日一五五五	告示第五八号 二五日 平成一五年八	第日一五五五	第五
	八 告 五 号 示 日 第 五	年 平 八 成 月 五		第・平 九二三 号五・三		告示第五八号	+ 	告示第五八号 二五日 平成一五年八月	告示第五八号 二五日 平成一五年八月	告示第五八号 二五日 平成一五年八月	号
			-		J _	•					
							を				اذ ك
	八一、		八一 〇 五		-1 -1	と一 に 五				七一、五	
	五 線 六 町				묵(_
	線 六 町 八 道 号 一		線五町 四道 号一			D村 上道 D四				号〇村線七道	
	昭和町清水新居一側)から中巨摩郡地先(上州屋東水新居一、三三一中巨摩郡昭和町清	両側 両側 開東側)までの 所屋東側)までの 所屋東側)までの	先水中() 新巨	東側)までの両側 小君皇宮村ブ県原 (シルクの里 一、五二九番地の	文中先原 第差道()	東三八		東公一側園先	一、五二九番地の代郡豊富村大鳥居中道線との十字路	先原東	
	町か先居摩 清らへ一郡 水中上、四	東六清ら側番水中)地新日	科居摩马克和)のの一点豊 というという となった。	∄点線県7 【○と道7 ↑かの田8	で 代 │ た 郡 │ 乗 典 │) スラック ファック	五豊点線 二富)と	県九代 道六郡 田悉典	
	新巨州三阳 居摩屋三町	ま先居摩でへ一郡	玄一和 玄一和 『北番町	の弓の番が の弓の地鳥	おおおお	遺彙 ひ村		の弓の	番大ら十世島東字	T府 毘 冨 田 冨 玉 の 村	
		の上 `昭		側場里の周	引八路穂-			側場里	の居八路		
	八〇		八 〇 〇			_ 				一、 五	
			O			五 〇				五 〇	
	くりは原車	\ \ 	け原車		´除 け 原 く ん ſ	東) 除 く。 s	け原車	
	く け原車 。。 をん付両 除引・ —	うった。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	け原車 ん付両		´除 け原 く ん f 。を引				。 を	け原車ん付両引・ヘ	
_	= 0		=			四 〇				四〇	
五四五	府南 甲		府南甲			守 南 甲				府南甲	
	八告五年平 号示日八成 第 月一 五 二五	八 告 号 示 第 <i>王</i>	五年平 天日八成 月 五 二 五		一告四年 号示日 号	手 平 比成 月 一 二 五			一 号 第 五	四年平日七成月五	
	第 月 - 五 二 五	第 王	月一五五		第二月五二	五五			第五	月一二五	
							_				_

山 梨 県 公 報 第千四百十号 平成十五年八月二十五日

五三三	五三四	五	I .	九 八 八	九 一 七	っを	九 八	九 七	「別表第十六中に改める。			L 季 点
 削 除	号一町線八九道	町道		削除	削除		町道	町道		での	イへ ` ルア三	## 45
	、七八六番地の三六先北側東山梨郡春日居町鎮目南河原三	側の四八先(ぶどう畑)南京山梨郡春日居町鎮目三、七八					六番地の二四先西側東山梨郡春日居町鎮目三、七八	六番地の三五先(長沢方東側)東山梨郡春日居町鎮目三、七八			イルユニーク)まへアー&メイクネ	
告示第五八号	日下部 五〇・六・二八	日下部 五〇・六・二八		日下部 平成一五年八月	日下部 平成一五年八月		日下部四九・四・一一	日下部四九・四・一一]
っを				 っを ヿ	+	ić		 っを 「		í É		
九、九四〇	九、九四〇		九、〇五六		九、〇五六		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		五三四	
 削 除	園 赤 町 本 坂 線 公 道		—————————————————————————————————————		恵甲 町 線 西 増 道		————— 削 除		 町 道		削 除	
	進車両)(県営発電総合制御所北側・東九二番地の一先中巨摩郡竜王町竜王新町二、二中巨摩郡				西進車両ン番地の一先 (斉藤金蔵方北側・番巨摩郡増穂町長沢二、一一五				の一塩沢富蔵所有畑南側南巨摩郡増穂町長沢二、一七六			
告示第五八号二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第一八号		告示第五八号 二五日 平成一五年八月		新沢平九・一・二〇	告示第五八号		_			告示第五八号 二五日 二五日 日下部 平成一五年八月	3 2 7

山梨県公報 第千四百十号 平成十五年八月二十五日

	Ę		っを		- اِت			っを		ے از
山梨	`			量	, 別表第. に改める。	- O	ó Ó		Ŏ -	,
県公					別表第十七中	六六六三	六六二		六六二	
報		リ日市 線本道 通春	_	ンオ 街リ オ	1.	線町市桜道井横	沢北 沢 線 鳥	-	沢 市 北道線鳥	-
第			_	1						_
第千四百十号		前)までの両側 甲府市丸の内一甲府市丸の内一		テル)まで東ル 大の内一丁目二一番一九号先(岡島百貨 大の内一丁目二一番一九号先(田島百貨 大の内一丁目二 大の内一丁目二 大の内一丁目二 大の内一丁目二 大の内一丁目二		交二南差先ア点へル	の地大 十の月 字一市		の地大 十の月 字一市	
		の山一丸点日番の 両鏡番の)モー内 側堂二内か 五一		でタ号」甲島番の 東ル先目府百一内 側ホ〜二市貨五一		・何ブ西内ス進藤市	路先富 交(浜 差県町		路先富 交(無 差県町	
平成十五年八月二十五日		七 五				交差点・西進車両) 二先(侚内藤所有地北側丁字路南アルプス市古市場七〇二番地	の十字路交差点・西進車両)地の一先(県道大月上野原線と大月市富浜町鳥沢四、六七〇番		の十字路交差点・西進車両)地の一先(県道大月上野原線と大月市富浜町鳥沢四、六七〇番	
年 八				七		北七側〇二	進上、 車野六 両原七		進上 ` 車野六 両原七	
月 十		車	_	車両						
台		 終 日	_			小 笠 原	大		大月	
		甲府	_	甲府		告示第五八号 二五日 平成一五年八月	告二平成		告二平成	
		八告五年平 号示日八成 第 月二五		八·五 号一四 六·		五八五	年示第五一号 二四日 平成一五年七月		告示第五一号 二四日 三四日	
	_	第 月 <u></u> 五 五五				万月	万万月	_	月	
			を		_ از ر					
		九 九 七		ħ	·		六 〇 四			六〇四
		J		九 九 七					'	
		線 王 町 田 道 中 竜	線王町 中竜町 田道 線王 中竜 田道				削除		通春市ンリ日 街線本道	オリオ
	の両	原六町ら小番篠中 交番篠中南地原巨	-	両交地原巨交番篠中 側差先一摩差地原巨				家二具番	市 ホ 号 丁 中 テ オ 目 .	—— 甲 府
	側	原交差点)まで、一六八の原交差点)か中巨摩郡竜王、二五の一、一六八の一、一六八の一、一六八の一、一六八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、八の一、一、一、一、		両側 藤原二、二五六 で差点)から中 で差点)から中 で差点)から中 で差点)から中 で差点)から中 で変差点)がら中 で変差点)がら中 で変差点)がら中 で変差点)がら中 で変差点)がら中 で変差点)がら中				店 西 側号	市中央一丁目一・サーブリー・サーブリー・サーブリー・サーブリー・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サーブ・サー	市 の
			-	で堂八町ら篠五王の前番篠中原六町				今 村	目甲ターー府ル九	内 一 —
		_ _ =		_ =						四
		三六〇	_	=00					:	四 五
		車両		車両				5	をも輪() 除のの	車両
		終日		終日						終日
五四七		府南甲		府南甲			甲 府			甲府
		八告五年平 号示日八成 第 月一 五 二五		三・六 号五二・		八告五年 号示日八 第 月 五 二	平 成 二		八・ 号一 六	五四・
L		五二五	Ĺ			五二	<u>fi</u> [

発行者	に 改 め る。	山梨県
山梨県		公報
		第千四百十号
甲府市丸の内一丁目六番一号		平成十五年八月二十五日
印刷所		古日
所 ㈱サンニチ印刷		
刷 甲府市北口二丁目六番		
		五四八
		\\